

(別紙様式1)

## 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 富山県

農業委員会名： 魚津市農業委員会

### I 農業委員会の状況（平成29年3月現在）

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数（戸）
総農家数	1,010
自給的農家数	318
販売農家数	692
主業農家数	76
準主業農家数	165
副業的農家数	451

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数（人）
農業就業者数	2,785
女性	1,313
40代以下	550

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数（経営）
認定農業者	63
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	7
農業参入法人	10
集落営農経営	27
特定農業団体	2
集落営農組織	25

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,810	146				1,950
経営耕地面積	1,413	105	23	59	14	1,518
遊休農地面積	7.04	1.04	1.04			8.08
農地台帳面積	1,995	270				2,265

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 29年 7月 19日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数	11	11	1	1	1	4	7	18
認定農業者	—	1			1	1	2	3
女性	—					3	3	3
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成29年1月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		1,810 ha	758 ha
課 題	<p>農業者数の減少（農林業センサス 販売農家戸数 H22：886戸→H27：692戸）に加え、販売農家の兼業農家率が86.5%と高く、本市農業の振興を図る上で、認定農業者や集落営農組織等の担い手の育成が重要であり、効率的かつ安定的な農業経営を行うために、農地の利用集積や面的集積を促進しなければならない。</p> <p>しかし、農業従事者の減少、高齢化、後継者不足などにより担い手の確保が困難な状況である。また農地の資産的な保有傾向が強いこと等から新規の利用権設定が進みにくい状況にある。</p> <p>利用集積に係る情報の収集や掘り起こし活動を推進し、出し手と受け手を適切に結び付けるため、農地中間管理事業等の取り組みを更に強化する必要がある。</p>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 765 ha	(うち新規集積面積 7 ha)
	目標設定の考え方：近年の年間平均増加面積等から目標を設定	
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集積の斡旋、仲介：随時</li> <li>・農地の集積、貸付等の意向調査：随時</li> <li>・情報提供活動：随時</li> <li>・意見交換会の開催：3月</li> </ul>	

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地）をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

## Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数
	0 経営体	2 経営体	2 経営体
	26年度新規参入者が取得した農地面積	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積
	0.0 ha	3.2 ha	8.8 ha
課 題	<p>新規に農業経営を行うためには、技術の習得、資金や農地の確保、経営手法の確立など様々な課題がある。日常的に交流を持つ機会が多い地域農家や同業者から指導や情報交換が営農技術の習得や情報入手のベースとなるため、各種研修会への参加の機会を設けたり、初期投資にかかる資金を確保しやすいような融資や補助事業の取組みにより、安心して農業経営ができる環境を整えることが必要である。</p>		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない（欄の最も右が昨年度）

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	8 ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営改善に関する指導、相談：随時</li> <li>・情報提供活動：随時</li> <li>・意見交換会の開催：3月</li> </ul>		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (平成29年1月現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	割合 (B/A×100)
	1,868 ha	8 ha	0.43%
課 題	<p>28年度は耕作放棄地の調査を行い、新たな耕作放棄地も含め86,933㎡を確認し、うち6,142㎡が営農再開や保安全管理等により減少したことを確認した。よって本市内の遊休農地は80,791㎡(うち農業振興地域内56,462㎡)となっている。</p> <p>遊休農地の解消、耕作放棄地の復元等は、繁茂した草や雑木等を刈払いするだけの対応では、再び遊休農地化することが懸念される。また、長期間放棄された農地を農作物等の栽培可能な状態まで復元するには、ある程度の期間を要することから、所有者のみならず地域や解消後の営農予定者等との協議を十分に行い共通理解の下で関係者が連携していく必要がある。</p>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成29年度の目標及び活動計画

目 標		遊休農地の解消面積 0.9 ha		
		目標設定の考え方：前年度と同様の目標 (過去3年の解消面積の平均×0.9)		
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数 (実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		18人(及び事務局員3名)	8月～9月	10月～12月
	調査方法	実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休農地情報等の洗出し及びデータの取りまとめ：5～7月</li> <li>・利用状況等調査実施計画の策定：7～8月</li> <li>・利用状況等調査の実施：8～9月</li> <li>・実施結果の取りまとめ：10～11月</li> <li>・利用意向調査の実施：11～12月</li> </ul>	
		体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休農地情報等の洗出し、取りまとめ：地区担当委員、事務局</li> <li>・利用状況等調査の実施</li> </ul>	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期		
		11月～12月	1月～2月	
その他	国や県の補助事業を積極的に活用して、地元関係者と連携を取りながら遊休農地の有効な活用法を考えていく。			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成29年1月現在)	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)
		1,860 ha
課 題	<p>農業委員会の調査、監視活動だけでは、過去に違反転用された物件等の把握は難しく遅々として進まない状況にある。違反転用の主な用途は、資材置場や青空駐車場でありこれを中心として調査、監視活動を強化していく必要がある。</p> <p>また、少数ではあるが、住宅等の建設に係る転用においても許可面積を超え農地をまたぐ建設が行われている等の事案も見受けられる。農業委員会による活動だけでは状況把握することが困難であり、土地改良区や農協等関係機関との協力体制を強化しなければならない。</p>	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 平成29年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地パトロールの実施：8～9月</li> <li>・改善、復元等に向けた是正指導：10～3月</li> <li>違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取り</li> <li>・違反転用の発生防止に向けた取組：12月</li> <li>リーフレット等による周知</li> </ul>
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入